

移住支援金制度のご案内

2026年
4月版

高知県に移住し、対象求人に応じた方等に…

最大 **100万円** (世帯)単身の場合は最大 **60万円** を支給!!さらに、18歳未満の世帯員1人につき最大 **100万円** を加算

※市町村により加算額が異なります。

高知県では、東京23区に在住していた方、または東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住で23区への通勤者が、高知県内に移住し、対象求人に応じた場合に、100万円(単身の場合は60万円)を支給します。

高知県は

全34市町村が

対象エリア!!

テレワークも対象!!



対象者

【東京23区の在住者または東京圏から東京23区へ通勤している方】

移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住していた、または東京圏(条件不利地域を除く)※に在住し、東京23区へ通勤していた方。

ただし、直近1年以上は、東京23区に在住していたこと、または通勤していることが必要。

また、東京圏(条件不利地域を除く)に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算可能。

高知県へ移住

以下の①～⑤のどれかに該当する必要があります。

①対象求人に応じた方

マッチングサイト『高知求人ネット』に掲載されている「移住支援金対象求人」に応じた方。
※求人が掲載された日以降の応募であること。
※5年以上継続して勤務する意思があること。

②専門人材に該当する方

プロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用して県内企業に応じた方。

③起業した方

1年以内に起業支援金(高知県地域課題解決起業支援事業費補助金)の交付決定を受けた方。
※起業支援金については、高知県産業イノベーション課までお問い合わせください。

④テレワーカー

自らの意思によって移住し、移住先で移住前の業務をテレワークで引き続き行う方。
(原則、恒常的に通勤しない。かつ週20時間以上テレワークを実施すること。)

⑤関係人口

以下のいずれにも該当すること。
・移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する方(関係人口)のうち、移住先の市町村が個別に定める就業要件(農林水産業への就業など)等に該当する方。
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更または進学に伴う転入ではない方。

就業等

移住支援金を申請

受給までの流れ

【移住先の市町村へ申請】

移住して就業等したのち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給。

・移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

※中小企業等へ就業の場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
起業支援事業を活用した場合は交付決定後1年以内であること。

移住

※移住後1年以内

移住先の市町村
に申請市町村から
支給

まず、移住を考えている市町村にお問合せください!!

◆「移住支援金」に関するお問い合わせ

(令和7年4月1日現在)

市町村名	受付窓口	連絡先	市町村名	受付窓口	連絡先
東洋町	総務課 企画調整室	0887-29-3395	土佐市	企画財政課	088-852-7609
室戸市	まちづくり推進課 移住促進室	0887-22-5167	いの町	総合政策課	088-893-5855
奈半利町	地方創生課	0887-38-7775	日高村	企画課	0889-24-5126
田野町	地域振興課	0887-37-9316	佐川町	まちづくり推進課	0889-22-7740
安田町	地域創生課	0887-38-6713	越知町	企画課	0889-26-1164
北川村	産業政策課	0887-32-1221	仁淀川町	企画振興課	0889-35-1082
馬路村	地域振興課	0887-44-2114	須崎市	元気創造課	0889-42-3951
安芸市	企画調整課	0887-35-1012	中土佐町	まちづくり課	0889-52-2365
芸西村	産業振興課	0887-33-2113	津野町	星のまち魅力創造課	0889-55-2312
香南市	地域支援課	0887-57-8503	梶原町	まちづくり産業推進課	0889-65-1250
香美市	地域創生課	0887-53-1061	四万十町	にぎわい創出課 移住定住係	0880-22-3281
南国市	企画課	088-880-6553	黒潮町	企画調整室 地域振興係	0880-43-2177
高知市	移住・定住促進課	088-823-8813	四万十市	デジタル・広報課	0880-34-1145
大豊町	企画創造課	0887-72-0453	土佐清水市	企画財政課 地域づくり支援係	0880-82-1181
本山町	政策企画課	0887-76-3915	三原村	地域振興課	0880-46-2111
土佐町	企画推進課	0887-82-2450	大月町	まちづくり推進課	0880-73-1181
大川村	むらづくり推進課	0887-84-2211	宿毛市	企画課 地域振興係	0880-62-1256

◆移住支援金全般に関するお問い合わせ

高知県移住促進課

電話 088-823-9755

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080701/>



移住促進課

◆移住支援金の「対象求人」に関するお問い合わせ

高知県産業政策課 (認定企業に関すること)

電話 088-823-9692

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120801/>



産業政策課



高知求人ネット

高知求人ネット (対象求人に関すること)

電話 088-823-9336

<https://kochi-iju.jp/jinzai>

◆起業支援金に関するお問い合わせ

高知県産業イノベーション課

(起業支援金の要件等に関すること)

電話088-823-9781

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/121701/>



産業イノベーション課

◆移住に関するお問い合わせ

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター

電話088-823-9336

<https://kochi-iju.jp/>



高知家で暮らす

注意点・補足

- 以下の場合、移住支援金の全額又は半額の返還を求められます。
 - ・虚偽の申請であることや就業・起業の実態がないこと等が明らかになった場合
 - ・5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合 など
- 市町村によって、年度内に申請を受け付ける上限数は異なります。また、移住支援金を受給するための要件として、別途市町村によって独自の要件を定めている場合がありますので、あらかじめ、転入(予定)先の市町村の担当課に詳細をお問い合わせください。
- 移住支援金は所得税法(昭和40年法律第33号)の第34条に規定される一時所得に該当します。

東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のことをいい、うちの条件不利地域は以下のとおりになります。

【東京都】：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町

【千葉県】：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、銚子市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町

【神奈川県】：三浦市、箱根町、湯河原町、山北町、真鶴町、清川村